

平成 22 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ウッドフレンズ 代表者名 代表取締役 前田 和彦 (JASDAQ・コード 8886) 問合せ先 役職・氏名 取締役管理部長 笹原 利明 電話 052-249-3504

定款の一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、平成22年7月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を平成22年8月26日開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由

当社は、株式会社大阪証券取引所「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」により、監査役会及び会計監査人の設置が求められることに伴い、監査役会及び会計監査人を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。 その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

- (2) 変更の内容 変更の内容は別紙のとおりであります。
- (3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生予定日 平成 22 年 8 月 26 日 平成 22 年 8 月 26 日

2. 会計監査人選任の件

(1) 会計監査人の選任理由

当社は、株式会社大阪証券取引所「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」により、監査役会及び会計監査人の設置が求められることに伴い、監査役会及び会計監査人を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。

その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 会計監査人候補者の概要は次のとおりであります。

 AH EEN KING WALLOW TO COURT OF THE SECOND OF				
名	称	有限責任 あずさ監査法人		
主たる事	事務所の	東京都新宿区津久戸町1番2号		
所名	E地			
沿	革	昭和 60 年 7	7 月	監査法人朝日新和会計社設立
		平成5年10) 月	井上斎藤英和監査法人(昭和 53 年4月5日)と合併、名
				称を朝日監査法人とする。
		平成 16 年 1	L 月	あずさ監査法人と(平成15年2月26日設立)と合併、名
				称をあずさ監査法人とする。
		平成 22 年 7	7 月	有限責任監査法人に移行し、名称を有限責任 あずさ監
				査法人とする。
概	要	出資金		4,025 百万円
		構成人員		
	公認会計士		±	2,136名
		会計士補		175 名
		新試験合格者		2,000名
		その他職員		1,405名
		合 言	+	5,716名
				(平成 22 年 5 月 31 日現在)

(注) 有限責任 あずさ監査法人は、現在当社の金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく監査を行っております。

(3) 就任予定日

平成22年8月26日(第28回定時株主総会開催予定日)

以 上

現行定款	変更案
[機関]	[機関]
第4条 当会社は、株主総会および取締役 のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会	第4条 当会社は、株主総会および取締役 のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査役
(新 設) (新 設)	(3) 監査役会 (4) 会計監査人
第5章 監査役	第5章 監査役および監査役会
(新 設)	[常勤の監査役]_
	第 30 条 監査役会は、その決議によって 常勤の監査役を選定する。
(新 設)	[監査役会の招集通知]
	第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役の対して
	発する。ただし、緊急の必要があ
	<u>るときは、この期間を短縮するこ</u> とができる。
	2. 監査役全員の同意があるとき
	は、招集の手続を経ないで監査役 会を開催することができる。
(新 設)	[監査役会の決議の方法]
	第32条 監査役会の決議は、法令に別段
	<u>の定めがある場合を除き、監査役</u> の過半数をもって行う。
(新 設)	[議事録]
	第 33 条 監査役会における議事の経過の 要領およびその結果ならびにそ
	の他法令に定める事項について
	は、これを議事録に記載または記 録し、出席した監査役がこれに記
hade and the latter and the	<u>名押印する。</u>
第 <u>30</u> 条~第 <u>32</u> 条 (条文省略)	第 <u>34</u> 条〜第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
613 - A 7	第6章 会計監查人
(新 設)	[会計監査人の選任]
	第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議 によって選任する。
(新 設)	[会計監査人の任期]
	第 38 条 会計監査人は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終
	のものに関する定時株主総会の
	<u>終結の時までとする。</u> 2.会計監査人は、前項の定時株主
	総会において別段の決議がなさ
	<u>れなかったときは、当該定時株主</u> 総会において再任されたものと
hate a rise of later	<u>みなす。</u>
第 <u>6</u> 章 計算 第 <u>33</u> ~第 <u>36</u> 条	第 <u>7</u> 章 計算 第 <u>39</u> 条~第 <u>42</u> 条
第 <u>33</u> ~第 <u>36</u> 衆 (条文省略)	第 <u>39</u> 朱~第 <u>42 朱</u> (現行どおり)